

省エネ住宅普及促進に係る相談等業務

企画提案募集要領

令和4年2月
岩手県

この募集要領は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「省エネ住宅普及促進に係る相談等業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、本企画提案に参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものである。

1 本業務の概要

- (1) 業務名
省エネ住宅普及促進に係る相談等業務
- (2) 委託期間
委託契約締結の日から令和5年3月31日まで
- (3) 募集する企画提案の内容
資料2「省エネ住宅普及促進に係る相談等業務仕様書」のとおり
- (4) 委託料の上限額
3,621千円以内（税込）
なお、予算額に変更が生じた場合は、速やかにその旨を連絡する。
また、令和4年度岩手県一般会計予算が議決されなかった場合は、本件業務委託手続について停止の措置を行うことがある。
- (5) 本業務は、公募により企画提案を募集し、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を委託候補者とする。

2 参加者の資格要件等

参加者は、下記に掲げる本企画提案参加資格（以下「参加資格」という。）の要件をすべて満たしている者とする。

〔参加資格の要件〕

- (1) 岩手県内に事業所を有する法人又は団体であること。
- (2) 本件委託予定事業に類似する省エネ住宅の普及促進に係る事業実績があり、省エネ住宅に関して適切なサービスが提供できると認められる法人又は団体であること。
- (3) 本業務の実施について、県の要求に応じて即時に来庁し、対応できる体制を整えていること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
※ なお、県は、事業者の役員等が、暴力団員等であるかどうかを警察本部に照会する場合があること。
- (8) 参加届出書類の提出の日から受託候補者を選定するまでの期間に、県から一般委託契約に係る入札参加制限措置基準（平成23年10月5日出第116号）に基づく入札参加制限又は文書警告に伴う入札に参加できない措置を受けていない者であること。
- (9) (8)までの期間に、県から県営建設工事に係る指名停止等措置基準（平成7年2月9日建振第281号）、建設関連業務に係る指名停止等措置基準（平成18年6月6日建技第141

- 号)、物品購入等に係る指名停止等措置基準(平成12年3月30日出総第24号)などに基づく指名停止又は文書警告に伴う非指名を受けていない者であること。
- (10) 単独で企画提案した参加者は、共同提案の構成員となることはできないこと。

3 企画提案に関する事項

(1) 企画提案募集要領等の入手

応募者は、企画提案に関する下記の実施要領等について、岩手県公式ホームページから入手すること。

(2) 募集要領等に関する質問の受付

ア 別紙に記載のうえ、持参、郵送、FAX又は電子メールにより下記エまで提出のと。

イ 受付期間

令和4年2月25日(金)から3月4日(金)まで

※持参する場合は、午前9時から午後5時まで。ただし、土日・祝日を除く。

ウ 回答方法

県公式ホームページに掲載

エ 提出及び問合わせ先

岩手県環境生活部環境生活企画室

住所：〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

電話：019-629-5271 FAX：019-629-5334

電子メールアドレス：AC0001@pref.iwate.jp

(3) 企画提案書等の提出

参加者は、次の提出期限までに以下の提出書類を3(2)エまで持参又は郵送(必ず「特定記録郵便」とし、封筒の表に「企画提案書等在中」の旨を朱書きで記載する。)より提出すること。

ア 提出書類(各6部)

(ア) 様式1 企画提案書

(イ) 様式2 事業に関わるスタッフ一覧表

(ウ) 様式3 団体概要・業務実績書

(エ) (任意様式)見積書

(オ) 添付書類

イ 提出期限

令和4年3月18日(金) 午後5時 【必着】

(ア) 持参の場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に提出すること。

(イ) 郵送の場合は、期日までに(2)エあて必着のこと。

4 応募に関する留意事項

(1) 留意事項

ア 失格又は無効

次に掲げる場合は、当該応募は失格又は無効とすること。

(ア) 提出期限を過ぎて提出された提案

(イ) 提出した書類に虚偽を記載したとき。

(ウ) 本募集要領に違反すると認められたとき。

(エ) 参加資格を有していないことが判明したとき。

(オ) 参加者による業務履行が困難であると判断されたとき。

(カ) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

イ 応募内容の変更禁止

- 提出された書類の内容を変更することはできないこと。
- ウ 応募内容の制限
参加者1者につき1提案とし、複数提案は認めないこと。
 - エ 応募書類の取扱い
応募書類は理由の如何を問わず、返却しないこと。
 - オ 費用負担
応募に要する経費は、全て応募者の負担とすること。
 - カ 参加資格の喪失
参加者は、企画提案審査日までに参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失うものとする。
- (2) 企画提案への不参加
- ア 参加者が下記5に定める企画提案審査に参加しない場合は、企画提案審査の前日までに、企画提案参加辞退届（様式4）を3(2)エまで持参又は郵送により提出すること。
 - イ アにより企画提案に参加しなかった者は、これを理由として、以降県が実施する他の企画提案募集等について不利益な取扱いを受けることはないこと。

5 委託候補者の選定方法等に関する事項

参加資格の要件を満たす応募者に対し、企画提案による選考委員会を開催し、委託候補者を選定する。

企画提案の実施方法等については以下のとおりとし、別途定める「企画提案審査要領」に基づき参加者の有する企画や運営能力等を総合的に評価して選定する。

(1) 企画提案選考委員会の開催

ア 開催日時及び場所（予定）

令和4年3月23日(水)、岩手県公会堂会議室

※日時及び場所については、変更となる場合があることから、参加者に対し別途通知する。

イ 開催方法等

(ア) 企画提案選考委員会（以下「委員会」という。）の審査は、参加者から提出された企画提案書等の内容及び参加者が当日に実施するプレゼンテーションの内容に基づき行う。なお、プレゼンテーションの実施に当たっては、パソコン及びビデオの使用を認めるが、追加資料等の提出は認めない。

(イ) プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

(ウ) プレゼンテーションの時間は、1者当たり30分（説明20分、質疑応答10分）とする。ただし、都合により、一者当たりのプレゼンテーションの時間を変更する場合がある。（プレゼンテーションにおけるパソコン等の使用についてが、別途連絡する。）

(2) 委託候補者の決定

ア 県は、委員会の審査結果に基づき、第1順位の委託候補者を決定する。

イ 審査結果は、委託候補者を決定後、速やかに各参加者に郵送により書面で通知する。

ウ 第1順位の委託候補者が契約を締結しない場合は、次点の者と契約の交渉を行う。

6 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否 要

(2) 契約保証金 会計規則（平成4年岩手県規則第21号）に基づき判断する。

(3) 企画提案書等との関係

企画提案書等に記載された事項は、業務委託仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとする。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除

を行うことがある。

(4) 追加事業との関係

県は、年度途中に必要と認めた事業については、受託候補者が行った企画提案以外のもので契約を締結する場合がある。

(5) 契約結果の公表

県は、本契約について、契約締結の日から概ね 15 日以内に、関係事項を岩手県公式ホームページ上で公表する。

7 公正な企画提案実施の確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければならない。
- (3) 参加者は、受託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画提案書を意図的に開示してはならない。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画提案を公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案に参加させず、又は企画提案の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

8 その他

(1) 提出書類の取扱い

- ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属する。
- イ 提出書類は返却しない。
- ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負う。

(2) 企画提案参加に要する経費について

企画提案参加に要する経費は、全て参加者が負担するものとする。

(3) 企画提案スケジュール（予定）

ア 企画提案の公募開始	令和 4 年 2 月 25 日（金）
イ 質問票提出期限	令和 4 年 3 月 4 日（金）
ウ 企画提案書等（様式 1～3）提出期限	令和 4 年 3 月 18 日（金）
エ 「企画提案参加辞退届」（様式 4）提出期限	令和 4 年 3 月 22 日（火）
オ 企画提案選考委員会（プレゼンテーション実施）	令和 4 年 3 月 23 日（水）
カ 企画提案結果通知	令和 4 年 3 月下旬
キ 契約締結	令和 4 年 4 月上旬

(4) その他

- ア 参加届出書類及び添付書類に虚偽の記載をした者に対しては、一般委託契約に係る入札参加制限等措置基準に基づき、参加制限等の措置を行うことがある。
- イ 参加資格を満たしている者であっても、不正又は不誠実な行為があった場合、経営状況が著しく不健全であると認められる場合等にあつては、参加資格を認めないことがある。